

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

要件(以下の①～③のいずれかを満たしていること。)

- ①. A 及び B の期間が通算して 5 年以上であること。
- ②. C の期間が通算して 8 年以上であること。
- ③. A から C までの期間が通算して 3 年以上あり、かつ、D の期間が通算して 3 年以上であること。

A : 相談支援の業務 【Bと通算して5年以上(要件①)】

下記1から6までに掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間	
1	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者
2	児童相談所、身体障害者厚生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
3	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
5	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
6	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、D に掲げる資格を有している者並びに上記1から5に掲げる従業者の期間が 1 年以上の者に限る。)

B : 直接支援の業務 【Aと通算して5年以上(要件①)】

下記7から11までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、直接支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間	
7	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病室又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
8	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者
9	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
10	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
11	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

C : 社会福祉主事任用資格者等でない者の直接支援の業務 【通算8年以上(要件②)】

B の7から11までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

D : 国家資格に係る業務 【通算3年以上(要件③)】

A から C までの期間が通算して 3 年以上あり、かつ、次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

B・D の下線部は平成 29 年度改正部分

C の下線部は平成 31 年度改正部分